

平成 25 年 天草市農業委員会第 2 回総会議事録

平成 25 年 2 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鶴田 雄士	君	2 番	稲田 秀敏	君
3 番	川原 昭雄	君	4 番	川口 直	君
5 番	武内 正俊	君	6 番		君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番		君
9 番	小松 信男	君	10 番	江良 邦勝	君
11 番	浦上 廣幸	君	12 番	山本 友保	君
13 番	佐藤 駿二	君	14 番	福本 富人	君
15 番	山下 和弘	君	16 番	川峯 正美	君
17 番	川崎眞志男	君	18 番	森岡 一正	君
19 番		君	20 番	橋本 正寛	君
21 番	宮崎 義一	君	22 番	森下 雅成	君
23 番	滝下清三郎	君	24 番	山田 勝彦	君
25 番	前田 達也	君	26 番	柴田 眞一	君
27 番	山本 隆久	君	28 番	松岡 健吾	君
29 番		君	30 番	小川 浩治	君
31 番	松原 高弘	君	32 番	松川 兼光	君
33 番	戸谷 泰典	君	34 番	倉田 喜一	君
35 番	池田 裕之	君	36 番	梅田 良二	君
37 番		君	38 番	本田 実	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

6 番	森本 文隆	君	8 番	中村三千人	君
19 番	松本 カヅエ	君	29 番	小堀田幸一	君
37 番	平岡 秀樹	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	藤崎 眞二	参 事	吉田 直哉
主 査	寺澤 大介		

#### 4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 9 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議題 10 号 牛深地域平成 23 年度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱について

日程第 7 議題 11 号 平成 25 年度天草市農業労働賃金標準額の設定について

日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） ただいまより平成 25 年第 2 回総会を開催致します。携帯電話をお持ちの方は、恐れ入りますがマナーモードに切り替えをお願いします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。2月5日に行われました天草都市協議会研修会並びに20日に行われました農業委員全体研修会にお忙しい中出席していただきまして、ありがとうございます。今月の15日に天草市農業担い手公社設立準備委員会がございまして、私と稲田職務代理者と事務局長と三人で出席しました。これは行政と農業が一体となって農業の担い手を確保していくものでございまして、この1年間農業委員会で検討しながら来年26年度に公社を立ち上げる予定でございまして、年に3回程この準備委員会が計画されておりますので、その都度委員の皆様方にお伺いしながら進めていきたいと思っておりますのでどうぞご協力をお願い致します。報告に代えまして挨拶にしたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は6番森本委員、8番中村委員、19番松本委員、29番小堀田委員、37番平岡委員から欠席届が出ています。それから宮崎委員と池田委員は遅れて出席するということですが、総会は成立しておりますので総会を始めさせていただきます。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

---

議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） それでは、13番佐藤駿二委員、14番福本富人委員を指名致します。

---

議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 説明資料は、 、 です。1番について説明します。本渡町広瀬の譲受人は五和町の譲渡人より、本渡町広瀬の畑1,501㎡を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は施設イチゴや露地野菜を栽培される計画です。

事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の田1,867㎡、畑582㎡を贈与により取得したいというものです。資料 の農地法

許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。

事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。杵宇土町の譲受人は 杵宇土町の譲渡人より、杵宇土町の田 4,231 m<sup>2</sup>、畑 7,002 m<sup>2</sup>を、贈与により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻野菜を栽培される計画です。

事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。本渡町広瀬の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 824 m<sup>2</sup>を受贈により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は野菜と果樹を栽培される計画です。

5番について説明します。五和町の譲受人は京都市の譲渡人より、五和町の畑 3,739 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。申請地は「御領南地区県営畑地帯総合整備事業」の第3工区内に位置し今年8月までの完了の予定で土地区画整理が施工され換地されることとなっております。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。換地後は野菜を栽培される計画です。

6番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 2,134 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。申請地は長年耕作がなされず山林化しておりますので、現在自己施工により放棄地解消と併せて土地改良工事をされています。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は果樹を栽培される計画です。

次に7番についてですが、前の6番の案件の譲受人が6番の案件の申請地の近隣の畑 1,530 m<sup>2</sup>を別の五和町在住の譲渡人より、売買により取得したいというものです。6番と同様に放棄地解消と併せて土地改良工事をされています。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は果樹を栽培される計画です。

事務局（藤崎眞二君） 8番について説明します。有明町の譲受人は、兵庫県西宮市の譲渡人より、有明町の畑 303 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

事務局（吉田直哉君） 9番について説明します。天草町の譲受人は天草町の譲渡人より、天草町の田 709 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

10番について説明します。河浦町の譲受人は天草市一町田財産区より、河浦町の畑 912

m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は果樹を栽培される計画です。

11 番について説明します。河浦町の譲受人は天草市一町田財産区より、河浦町の畑 7,565 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は果樹を栽培される計画です。

議長（鶴田雄士君） それでは1 番につきまして担当委員より説明をお願いします。

31 番（松原高弘君） 31 番、松原です。1 番について説明致します。譲渡人は高齢で農地の管理が出来ない為、譲受人に売買により譲渡したいというものです。場所は本渡広瀬公園の近くになります。譲受人は本渡で専業農家、水稻を1 町4 反栽培され申請地は6 年前より耕作されており特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議お願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2 番につきまして担当委員より説明をお願いします。

22 番（森下雅成君） 22 番、森下です。2 番についてご説明を致します。譲渡人は高齢であり実子である子に水田、畑を贈与したいということであり、特に問題ないと思しますのでご審議をよろしくお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3 番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

16 番（川峯正美君） 16 番、川峯です。3 番について説明致します。譲渡人と譲受人は親子でございまして譲渡人が高齢の為に、田と畑合わせて1 町1 反2 畝を贈与により所有権移転するということでございます。場所は本渡の方から走りましたら宮地岳に入る前にト

ンネルがあります。そこから西に行ったところに譲渡人と譲受人の家があります。その前  
にある畑と田んぼをきれいに管理されていまして、譲受人は農地を守っていくということ、  
そして奥さんも仕事を2月いっぱいまで辞められて、両親が高齢である為に看ながら農地を  
守っていきたいということをございまして、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願  
い  
します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませ  
んか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し  
ます。

それでは4番について担当委員より説明をお願いします。

27番（山本隆久君） 27番、山本です。4番について説明致します。譲受人と譲渡人は親  
子です。譲渡人が高齢で息子に譲りたいということをございます。特別何ら問題はないと  
思います。よろしくご審議をお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませ  
んか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し  
ます。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

27番（山本隆久君） 27番、山本です。5番について説明致します。譲受人はほ場整備し  
た後に野菜を栽培したいということをございます。現地を見に行きましたところ、荒れて  
山林化しておりましたけれども、ほ場整備するということによって決まっておりますので特別問  
題はないと思っています。よろしくご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませ  
んか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番について担当委員より説明をお願いします。

27番(山本隆久君) 27番、山本です。6番について説明致します。申請地は、私が見に行ったときは造成中でありましてもうかなり出来上がっておりますけれども、この土地を拓いてデコポンを栽培したいということでございました。特に問題はないと思います。よろしくご審議お願い致します。

議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは7番について担当委員より説明をお願いします。

27番(山本隆久君) 27番、山本です。この7番の案件も6番の隣の畑でございます。一緒に整地されておりました。特別問題はないと思います。よろしくご審議お願い致します。

議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番について担当委員より説明をお願いします。

32番(松川兼光君) 32番、松川です。譲受人は4年位前に会社を定年退職されて今農業に一生懸命精を出されているところです。場所は家の近くでしたので今後も農地を守っていかれると思います。よろしくお願いします。

議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは9番について担当委員より説明をお願いします。

3番（川原昭雄君） 3番、川原でございますが、実は説明を29番の小堀田委員が当然、担当地域でございますので説明をすべきでございますが、養豚の従業員を雇っていたようですが、急にその人が病気になりまして来られないということで、私にやってくれないかと言うお電話がございまして、私が代わって説明を申し上げます。譲受人は譲渡人の土地をずっと小作をしていたそうです。ところが譲渡人が高齢でもう百姓は出来ないから譲受人に買ってくれないかということでこの案件が定まったそうでございます。譲受人は非常に熱心でございまして、ここはお万ヶ池の近くでございますが、この田んぼを増やして経営を豊かにするという気持ちから売買の成立になったそうでございます。どうぞご審議の上にご決定をいただけますようお願いを申し上げます。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは10番について担当委員より説明をお願いします。

5番（武内正俊君） 5番、武内です。この案件は河浦町今田地区の山間部に位置しております。申請地は譲受人の住宅に接してありまして以前から貸借によって果樹園として耕作してあります。このほど売買をして今後も果樹園として管理するという事です。給水は山水を利用してあります。排水はこれまで同様側溝へ流れるということで、問題ないと思っておりますけれどもご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

3番（川原昭雄君） 3番、川原でございますが、ここに持ち主が天草市一町田財産区になっております。天草市が合併をいたしましたのが18年の3月でございますが、この財産区が畑まで持っていたのかなという思いがするわけですが、委員の皆さん方でご存知であれ

ばこの説明をいただければ幸いですのでよろしくお願い申し上げます。

5番（武内正俊君） 先ほどもちょっと申し上げましたけども、財産区というのは山林でございますが、住宅に接している土地でございますが財産区の土地でございますけども山林としては植林してなかったということで、そこを開墾し果樹園として貸借で栽培をしていたということを聞いております。そういうことで現場確認をしたところでございます。

3番（川原昭雄君） そもそも財産区は山林であるわけでございますが、これを自分の一町田財産区になっておるといことは等しく市民から考えますとこの物件はどんなふうになってんのという思いがするわけでございます。他にもあるとは思いますが、その点は農業委員ですから分からないと思いますけれども、不思議だなと思うわけです。市民の1人として。事務局の方で河浦地区の財産区はどれだけあるのか、他にもまだあるのかを明らかにすべきでないのかなと思うわけです。みんな持ち込んでいるのですよ、合併する時に。町の財産は100地区合併する時に持ち込んであると思います。しかしこの問題は部落がそういうところで持っている土地で思うわけです。

市民としてどこの地区がそういう設定をしておるのかを市民に公表すべきだと思うわけですよ。今日は論議しても正確な答えが出てきませんので、この問題が出てきましたのでそういう財産区がいくらあるのか農業委員会で知るべきだという意見があったとこういうことを市役所の財産部に問い質していただきたいと思います。

議長（鶴田雄士君） 事務局で調査できますか。

事務局（森内健二君） 詳しくは分かりませんが多分財政課で決算書に書いていると思うのですよね。その資料を見れば分かると思います。それ以上に詳しい内容が知りたいということであれば、次の総会までに資料を揃えたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

3番（川原昭雄君） はい。

議長（鶴田雄士君） 他にご意見ございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは11番について担当委員より説明をお願いします。

30番（小川浩治君） 30番、小川です。ただ今の説明と同じようにこの案件も財産区になっております。これは私が合併前は河浦の議員をさせていただいておりましたので知る限り、議会に毎年決算報告として財産区の議題が挙がっていました。それで川原委員の意見

に答えきれないのですが、そのまま合併の時に移管したということは間違いありません。この財産区所有の場所としては河浦高校からゴミ処理場のところに上がったところの雑木林に囲まれた、私たちも支所の担当と1時間位かけてやっと見つけたへんぴなところがありました。また後日、本人に確認に行きましたら昭和8年頃に祖父の時代から雑木林を開墾してみかん園にしたと聞いております。りっぱなみかん畑が存在しておりまして、今度譲受人は結構な年齢になっておりますがまだまだみかん作りに意欲を燃やして頑張っています。何も問題ないと思いますので委員のみなさんのご審議をよろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料、及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。北九州市の申請人外4名は貸駐車場とするため、古川町の畑297㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に駐車場として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鶴田雄士君） 1番の鶴田です。1番につきましてご説明を致します。見取り図の1ページをご覧くださいと思います。場所は古川町に本原クリニックという病院がございますけれど、そこから西方向に行ったところになります。ここを貸駐車場として申請してありますけど、現在貸駐車場となっておりますので始末書がつけてあります。本人が農地法のことをよく知らなかったということでした。周囲は住宅でございまして問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鶴田雄士君 ) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鶴田雄士君 ) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 2 番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 ( 寺澤大介君 ) 2 番について説明します。山鹿市の申請人は貸家とするため、川原町の畑 399 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に貸家が建築してあるため、始末書が提出されています。以上です。

議長 ( 鶴田雄士君 ) 次に担当委員より説明をお願いします。

1 番 ( 鶴田雄士君 ) 1 番、鶴田です。これも私の担当地区でございますので私のほうから説明させていただきます。1 番の鶴田です。見取り図の 2 ページをご覧くださいと思います。場所は川原町の交差点から柏木団地のほうへ登ったところでございます、周囲は住宅地でございます。給水は市水、排水は公共下水道ということで現地確認に行きましたところアパートを建てておられましたので、始末書がつけられております。周囲に農地はございませんので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ( 鶴田雄士君 ) ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鶴田雄士君 ) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鶴田雄士君 ) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 ( 吉田直哉君 ) 3 番について説明します。本渡町本渡の申請人は太陽光発電による売電施設を整備するため、本渡町本渡の田 1,067 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第 3 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長 ( 鶴田雄士君 ) 次に担当委員より説明をお願いします。

1 番 ( 鶴田雄士君 ) これも私、1 番鶴田が担当でございますので説明させていただきます。場所は天草高校の南西に位置する水田でございます。ここに太陽光発電いわゆるソーラー

パネルを設置して売電をしたいという申請者の希望でございます。この先のほうに水田がございますけれど農業機械など入るような道路がございますので荒地になって雑草が植わっております。また隣の水田の所有者からは同意書ももらっております。問題はないかなと思いますけどよろしくご審議お願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。今赤い線をしてあるところが申請地と思うのですが、去年は作付けしてあったのでしょうか。なかったのでしょうか。

1番（鶴田雄士君） 作付けしてあったと思います。というのは途中で藁を積んでありましたので多分作付けされたと思います。

17番（川崎眞志男君） 先の方の耕廃地でしたら問題ないかと思うのですが、水田として利用できるような所にどうなのかなとクエスチョンマークなのですが、いかがでしょう。

1番（鶴田雄士君） 申請地の隣はアパートになってまして多分ここでは用水路が大変ではないかと私はみております。

議長（鶴田雄士君） 他にご意見はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。本渡町本渡の申請人外1名は太陽光発電による売電施設を整備するため、本渡町本渡の共有の田1,246㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。これも私の担当地区でございますので説明を申し上げます。資料の4ページを見ていただきたいと思います。山口橋から北西に位置する畑になります。そこにパネルを設置して太陽光発電で売電したいという申請がありました。周囲には本人の畑はありますが他にはございませんので問題はないかなと思っております。以上です。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鶴田雄士君 ) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鶴田雄士君 ) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 ( 藤崎眞二君 ) 5番について説明します。五和町の申請人は、農地を管理するための通路とするため、本渡町の田 9,49 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長 ( 鶴田雄士君 ) 次に担当委員より説明をお願いします。

1番 ( 鶴田雄士君 ) 1番、鶴田です。5番も私の担当地区でございますので説明申し上げます。場所は山口保育所付近でございます。果樹を栽培されている農地への通路が少し狭いということで9,65 m<sup>2</sup>を通路としたいという申請でございます。別に問題はないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ( 鶴田雄士君 ) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鶴田雄士君 ) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鶴田雄士君 ) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 ( 吉田直哉君 ) 6番について説明します。小松原町の申請人はアパートを建築するため、八幡町の田 1,204 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長 ( 鶴田雄士君 ) 次に担当委員より説明をお願いします。

31番 ( 松原高弘君 ) 31番、松原です。ただいま事務局の説明のとおり申請人はアパートを新築したいというものです。場所は八幡宮付近で資料 の6ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。アパート2階建て2棟の12世帯分で車23台分の駐車場となっております。西側と南側に農地がありますが4mと1mというそれぞれ退いて建築されます。給水は市水、生活雑排水は公共下水道へ、雨水は道路側溝へ流されます。区画整理地区内

で、また隣接農地の同意も取っており特に問題ないかと思しますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。楠浦町の申請人は牛の運動場とするため、楠浦町の田1,376㎡の内430㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、立地基準につきましては農用地区域内にある農地となっております。農用地区域内にある農地は原則許可することができませんが、農業用施設用地として用途区分が行われている農地で農業用施設用地として供される場合は、例外的に許可することができることとなっております。一般基準につきましては、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。既に牛の運動場としてあるため、始末書が提出されています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

22番（森下雅成君） 22番、森下です。7番についてご説明致します。ただ今事務局より説明がありましたが、水田のうち一部を牛の運動場として転用したいとの申請でございます。申請人は天草森林組合の南西に位置した山間部でございます。関係者の同意書が出ております。既に運動場として利用していますので始末書も添付されております。よろしくご審議をお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 8番について説明します。五和町の申請人は、太陽光発電施設を設置し売電するため佐伊津町の畑246㎡を転用したいというものです。資料の農地法許

可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。まだ声があまり出ませんので聞きづらいと思いますがよろしくをお願いします。ただいま説明がありました案件ですけど、太陽光発電を作りたいということです。隣接所有者からの同意も得ていますし、区長の排水同意も得ています。建物を建てるということはありませんので、影がさすとかいうことは無いと思います。どうかよろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 9番について説明します。有明町の申請人は、植林し山林として管理するため、有明町の畑5,026㎡転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

32番（松川兼光君） 32番、松川です。申請者は高齢で病院に通われて治療されているような状況で今までここはデコポンを栽培されておりました。まだ3反くらい残っているのですが、この場所の周囲は山林に囲まれてすべて自分の山林ということで今まで栽培されていたわけです。後継者もおられますが勤めていて農業をあまり出来ないような状況ですので高齢となってやむを得ないかと思ひまして見てきました。よろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 10番について説明します。河浦町の申請人は植林し山林とするため、河浦町の田696㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

5番（武内正俊君） 5番、武内です。この案件の場所は河浦町今田地区から天草町福連木地区への山沿いの山間地でございます。申請地については水田ですが、これまで8年間くらい自己保全管理とされておりました。申請人の自宅から遠方にあるために今後クヌギを植林して管理したいということです。申請地の周囲はすべて山林でありまして、給水はなく雨水は横に川がありますので流し込む、区長さんの同意も添付されており問題ないと判断いたしますがご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 11番について説明します。本渡町の申請人は墓地とするため、志柿町の畑63㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が提出されています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。申請地は志柿町の国道から山の方に向かったところに位置します。その場所はものすごく勾配がきついでございます。申請地を見に行ったら道路の両脇は全部墓地になっておりました。畑は少しあったのですが、もう畑も勾配があるため耕作しづらいところですが、にんにくを作っていました。そしてこの人は既に土地を整備してありましたので始末書が出ております。環境課には墓地等経営許可申請を提出されているそうです。申請地周りは全部墓地ですが、下からは山ばかりで全然周囲の墓が見えません。区長の同意書もありますし墓地として利用するには何も問題ないんじゃないかと思いましたが審議をお願いします。以上です。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 引き続き、及び前方のスクリーンをご覧ください。1 番について説明します。本渡町本泉の譲受人は宅地拡張するため、楠浦町の譲渡人から本渡町本泉の田 72 m<sup>2</sup>を交換により取得し転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地の農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

31 番（松原高弘君） 31 番、松原です。ただいま事務局の説明の通り、自宅敷地として転用したいというものです。場所は本泉橋の近くになります。何事をするにも困っている為、譲受人所有の通路と譲渡人の農地とを無償で交換したいというものです。雨水は道路側溝に、隣接地は譲渡人の農地で特に問題ないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは 2 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 2 番について説明します。杵宇土町の譲受人は植林し山林とするため、杵宇土町の譲渡人から杵宇土町の畑 1,022 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。一部既に植林しているため、始末書が提出されています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

16番（川峯正美君） 16番、川峯です。ここは3条で説明致しました方なのですが、家まで入っていくところと家から右手のほうに道路がありまして、その3ヶ所に植林をしたいということですが、事務局から説明がありましたとおり、昭和48年頃に一部杉など植えたということで、見に行きましたら大きくなっておりました。23㎡のところは杉の苗木を植えたいということでしたが、他のところは杉やシキミが大きくなっておりました。始末書がついておりますのでご審議をよろしくお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは3番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。栖本町の譲受人は、牛舎とするため、阿蘇市の譲渡人から、栖本町の田1,366㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用区域内にある農地となっております。農用区域内にある農地は原則として許可することができませんが、農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合等は例外的に許可することができることになっております。申請地には既に牛舎が建てられているため始末書が添付されています。以下、一般基準につきましては記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。3番について説明を致します。このスクリーンと図面を見てもらえば大体お分かりになるかと思えます。譲渡人は牛を飼っておられましたが家庭の諸事情がございまして辞められまして、現在は阿蘇に転居されておられます。この牛舎も遊んでいたわけです。それを同じ集落におられる譲受人がそっくりそのまま使用したいということで話がまとまったようでございます。周囲の同意もまた新たに取っておられまして区長さんの同意もつけてございます。何ら変わった方法をとってしないということですのでよろしくご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは4番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。河浦町の譲受人は駐車場、倉庫、農作業とするため、河浦町の譲渡人から河浦町の田 478 m<sup>2</sup>、畑 73 m<sup>2</sup>を受贈により取得し転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、申請地の農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（小松信男君） 9番、小松です。4番についてご説明を申し上げます。ただいま事務局からご説明がありましたようにこの案件につきましては今回土地を整理していきたいと所有者から話がありまして、調査したところ譲受人の土地でないことが判明したとのことでした。昭和40年代から自宅敷地として利用しており、倉庫、農作業倉庫を平成になってから建てたということで現在使われているわけでございます。雨水等につきましては側溝に流すということです。周囲の承諾も受け区長さんの承諾を受けています。始末書も添付してあります。そういうことで今回限りよろしく申し上げますとのことでございます。場所につきましては宮野河内地域の集落でございます、県道26号線の本渡から宮野河内へ行くところの右側です。何ら問題はないと思いますのでご審議をよろしく申し上げます。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第9号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。

事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 議第9号について説明します。1番の楠浦町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が32件、再設定の計画が30件で、総面積は144,830 m<sup>2</sup>となっております。

す。

なお、議第9号中、9ページ目の13番から16番までは農業生産法人以外の法人の賃借となっております。

また、14ページ目の38番、39番及び同41番、次のページの42番につきましては、農地利用集積円滑化団体を通じての転賃の案件でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の ア及び同 に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました、各担当委員から補足の説明はありませんか。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました利用権設定61件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

---

議長（鶴田雄士君） 日程第6、議題10号、牛深地域平成23年度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱いについてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 議第10号について説明します。市長から平成23年度地籍調査実施区域における登記簿上の地目が農地である土地の地目変更の取扱いについて照会がありましたので、平成20年2月26日開催の天草市農業委員会全員協議会の決定に基づき、ご審議をお願いするものです。この照会に基づき、牛深地区の5名の農業委員さん、森内局長、中村局長補佐で1月9日に現地確認を行ないました。

まず、議案を申し上げますので日程第6の議案をご覧ください。

「日程第6、議第10号、天草市牛深地域(牛深町)平成23年度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱いについて 天草市牛深地域(牛深町)平成23年度地籍調査事業の実施に伴う農地から山林、原野、水路及び公衆用道路等への転用については、別添一覧表のとおり同事業の成果をもって転用することを認める。平成25年2月26日提出 天草市農業委員会会長 鶴田雄士」

説明資料は のA4の1枚もののペーパーと前方のスクリーンの写真をご覧いただきたい

と思います。まず、平成 23 年度における地籍調査事業の実施地域は の字一覧図に実線で囲んでおります牛深町の天附地区一帯でございます。

地籍調査結果について説明します。資料 の裏面の集計表をご覧ください。左側の 1 の表は調査前、登記地目が田、畑になっている土地、総計 2,630 筆、1,270,511.65 m<sup>2</sup>が地籍の現況調査の結果、どうであったかを示したものです。

右側の 2 の表は現況調査の結果、転用されているものについて、許可申請を要するものと要しないものに分けたものを登記地目の田、畑ごとに集計したものです。そのうち左が許可不要と判断できるものを集計しておりますが、規模が大きいものについては、山林が 1,328 筆、1,371,623.61 m<sup>2</sup>、原野が 71 筆、77,529 m<sup>2</sup>となっております。

これらは、長い間、耕作がなされず山林化したもので、当該地や周辺の状況などから今後農地としての利用が困難であることなどから、今回の現地確認により転用はやむを得ないと判断されます。

また、その他公衆用道路や集会所、急傾斜地の擁壁の用地などといった公的な目的で転用されているものについても許可不要として取り扱うことが適当と考えられます。

右側の の集計については、私的に許可なく転用されているもので今後許可申請等の指導が必要な農地でございます。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に牛深地区担当委員より現地調査の結果を報告して下さい。

33 番（戸谷泰典君） 33 番、戸谷です。ただ今の事務局から詳しく説明があったとおりでございますが去る 1 月 9 日に牛深地区農業委員 5 名、事務局、地籍の担当の職員と共に現地確認を致しました。その結果についてですが資料 の地図を見ていただくと分かると思いますが、天草の南端下須島の大部分の地域でございます。海岸線に沿って集落が点在しておりますがその荒廢地にあたる場所であって急傾斜地がほとんどでございます。その状況が悪いことと含めて、高齢化による後継者担い手不足によって山林に還ったと言ったほうがよいような状況になっております。ということで山林原野に変わったものについてはそのまま許可いただくということで、また公的なものに利用されているものについても併せて許可していただきたいということでございます。後の転用許可が必要なものについては指導しながら許可申請をしていただくという方法でやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長（鶴田雄士君） ただいま事務局からの説明と地元委員からの報告がありました。質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は原案とおり決定致します。

---

議長(鶴田雄士君) 日程第7、議題11号、平成25年度天草市農業労働審議標準価格の設定についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局(中村政一君) 日程第7、議第11号平成25年度天草市農業労働賃金標準額についてご提案いたします。この労働賃金標準額の設定は、各農家の農作業賃金の目安を示すことにより、当事者間の混乱ができるだけ発生しないよう利便性を図るための行政サービスです。ですから、この標準額は拘束力を持つものではなく、あくまで農作業受委託の際の参考となるものです。

それでは、平成25年度天草市農業労働賃金標準額(案)をご覧ください。

平成25年度案につきましては、総合的な状況判断から一般農作業賃金を除き、昨年度と同額で提案させていただきました。

では、案の作成に至った経緯につきまして説明をいたします。

まず、資料1-1の地域別最低賃金決定状況の推移(熊本県)をご覧くださいと思います。

これは、厚生労働省熊本労働局の資料より、熊本県の最低賃金の決定状況をあらわしております。熊本県においては、平成22年で時給643円であったのが、平成23年中に時給647円、平成24年10月1日から653円が適用されています。日額換算で5,224円になります。次の資料1-2は熊本県の最低賃金が公表された表です。

4ページの資料2-1は、農林水産統計の農業物価指数です。平成22年を基準とした指数で、平成25年1月30日公表の資料です。

農業物価指数は、農家が販売する農産物の生産者価格及び農家が購入する農業生産資材価格を把握し、農業における投入・産出の価格変動を測定するものです。

まず、農産物価格指数は、農家が販売する農産物の価格を指数化したもので、「調査結果の概要」に記載してありますが、平成24年の農産物価格指数(総合)は、110.6で、野菜、米などの上昇により前年同月比は9.4%上昇したようです。

その下の図1は、平成22年から24年までの3年間の指数の動きを表しています。2月から3月が高く、8月頃が最も安くなり、冬にまた持ち直すという変動になっています。

農業生産資材価格指数は、農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、平成24年の農業生産資材(総合)価格指数は、104.2で、飼料、光熱動力などの上昇により、前年同月比は1.8%上昇しています。

下の右側の図2を見ていただきますとお分りのとおり平成22年は安定傾向でしたが、平成23年度からは緩やかな上昇傾向が見られます。その下には少し詳しい区分の数値が記載してあります。

5ページの資料2-2は参考として、1.主な農産物の類別・月別価格指数の推移が直近3年間分グラフで記載しており、2で主な農業生産資材の類別・月別価格指数の推移が直近3年間分グラフで記載してあります。

特徴的なのは、米の高値傾向と野菜と果実の価格変動の大きさ、生産資材の方では肥料と農業薬剤は安定していますが、飼料と光熱動力は高値傾向になっています。

次の6ページの資料3は、石油製品の天草市契約単価の推移ですが、市の契約検査課で単価契約をしたもので、価格には消費税を含んでいます。平成24年1月の石油製品の単価に比べ、平成25年1月の単価は無鉛ガソリン1当たり158円で4円値上がりし、アップ率で2.6%の増加となっています。また、軽油と灯油が6円の値上がり、A重油7円の値上げとなっており、それぞれのアップ率は表の1番右側に記載しています。下のグラフで判るとおり、昨年の3・4月をピークに若干下降はしていますが、高値傾向で推移しています。

7・8ページの資料4-1と4-2は天草市管内の営農組合等の農作業受託料金等を取りまとめた資料です。調査様式は昨年と変わっていますが、平成24年度での変更はなく、25年度も現時点では変更の予定は無いとのことでした。

9ページの資料5-1は、天草市農業労働賃金標準額の推移をまとめた表をつけています。合併当初の平成18年度は旧市町の額を引き継ぐということで特別ですが、平成19年度から平成22年度まで変動はありませんでした。平成23年度はロールベアラーによる稲ワラ梱包作業料金を追加し、一般農作業賃金を最低賃金の上昇に合わせ200円増額しています。

10ページの資料5-2が標準額の表を公表する際の説明文の推移を参考までに列記しています。

11ページには資料6-1として、上天草市と苓北町の標準額で天草市と対比できる項目を比較した表になります。上天草市、苓北町とも天草市に比べ、若干高めになっています。

最後の12ページは、上天草市と苓北町の公表時の表を資料6-2として添付しています。

以上、資料1-1から資料6-2までの状況をまとめてみますと、最低賃金が0.93%アップしており、時間単価が653円になっています。8時間に換算すると、5,224円で、平成25年度に22年度のように2%アップしたと仮定しましたら、5,328円になります。

燃油価格の上昇は数値的にはっきりしていますが、農機具を使用する受託作業の料金に占める燃油価格の割合等が不明ですので、最近、高値安定の形になっている影響が数値的にどの程度になるか判明しません。

また、上天草市、苓北町の金額は天草市と比べ若干高めですが、それぞれの農業を取り巻く状況も違っていると考えます。

そのため、平成 25 年度の案は、一般農作業賃金を 100 円増額し、その他は昨年と同額で作成いたしました。

ご協議をお願いいたします。

議長（鶴田雄士君） ただいまの件につきまして皆さまからのご意見やご質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は懸案のとおり決定致します。

---

議長（鶴田雄士君） 日程第 8、報告事項について事務局より各種の届出があったものついて報告をお願いします。

事務局（寺澤大介君） ご覧いただく資料は資料 の最後のページ、20 ページになります。農地利用・形状変更届はありませんでした。許可不要転用届の 4 条関係が 2 件あり、本町の田及び河浦町の畑に農業用倉庫を建築するというものです。許可不要転用届の 5 条関係は 1 件あり、本渡町の田に P H S 基地局を設置するというものです。

事務局（中村政一君） その下のほうにほんの少し書いてあります、農地法第 52 条の規定に基づく農地賃借料情報を別添のとおりに行うということで農地賃借料情報の表は右肩のほうに と書いてある裏表の資料でございます。これは平成 20 年の 1 月から平成 24 年 12 月までの利用権設定の公告がなされた賃貸借における賃借料の一反あたりの水準について平均とかをとったものでございます。計算の仕方につきましては全国農業会議所が推奨している方法によって計算をしたものでございます。旧市町村別と基盤整備をされた水田、整地がなされていない水田、畑に分けたところで計算をしております。表側の表につきましては平均値、最大値、最小値の 5 年分を一気に表示をしております。裏面をご覧くださいますと平成 20 年度からのそれぞれの年度毎の平均値の推移と一番右側に 5 年間の全部合わせたところで処理をした加重平均の平均額を載せております。ご覧いただければ分かると思いますが単年度だけの平均をとってみますと事例のないところやあまりにも件数が少

ないためにこの金額が偏る関係で5年分の表を公表したいと思います。今日農業委員の皆さま方にご説明を申し上げまして3月1日付けで公表を行いたいと思います。これはあくまで平均でございますので中には基盤整備田よりも未整備田の方が平均額が高いような、例えば天草町みたいな地区もございますけど、これはあくまで平均でございますので何か特殊事情がある場合は仕方が無いことだと考えております。今から市の3月15日付けの広報依頼、3月1日からは市のホームページ、それと3月に発行する農業委員会だよりに表を掲載したいと思います。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

午後3時40分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 佐藤駿二

署名委員 福本島人